

太子町住宅耐震推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における住宅の所有者等が行う耐震改修工事等に対して補助金を交付することにより、住宅の耐震化の促進を図ること及び地震による住宅の倒壊から住民の生命を守ることを目的とし、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次の設備要件を満たしている建物又は建物の一部のことをいう。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口
- (2) 戸建住宅 一つの建物が一つの住宅となっているものをいう。
- (3) 共同住宅 前号に掲げるもの及び耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のマンション以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。
- (4) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断
 - エ 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断

- オ 「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」第3章第8節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断
- カ 上記アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断
- (5) 耐震基準 住宅の耐震性について、別表第1に定める基準をいう。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又はI sを0.3以上とするものをいう。
- (6) 安全性が低いと診断されたもの 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの
- イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。
- ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの。ただし、耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。
- (7) 耐震改修計画策定 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定であって、補強設計及び補強設計に基づく耐震改修工事に要する費用の見積並びに耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等行う委員会をいう。）による建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価、判定等を含む。
- (8) 耐震改修工事 住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、次に掲げるものをいい、カのみによる工事を除く。ただし、簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点を0.7以上又はI sを0.3以上とするものをいう。
- ア 基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む。）
- イ 屋根を軽量化する工事
- ウ 床面の剛性を高める工事
- エ ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第2に定める補強工事
- オ 減築工事（減築後の受託が第1号に規定する住宅となるものに限る。）
- カ 上記の工事に伴い必要となる附帯工事
- (9) 建替工事 安全性が低い住宅を除却し、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する住宅を、原則として、同一敷地内で新たに建築する工事をいう。
- (10) 防災ベッド等 住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。

ア 別表第2に掲げる装置に該当するものとして町長が認めるもの

イ 別表第3に掲げる装置

(11) ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法 平成16年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ
又は平成18年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペで補助対象工法として認められたものをいう。

(12) 住宅改修業者登録制度 兵庫県が規定する住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年
兵庫県条例第35号）に基づく住宅改修業者登録制度をいう。

(13) 附帯工事 次の各号に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア 補強する壁の周囲91センチメートルの範囲内における外壁並びに第8号ア、ウ及びエに規
定する耐震改修工事を行う室に係る内壁、天井及び床の撤去並びに復旧工事及び断熱工事

イ 耐震改修工事等の工事に伴い必要となる建具の取替工事、配管・配線の切替工事及び既存
の住宅設備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調
機等）の取外し、再取付けに係る工事

ウ 軽量化のための屋根の葺き替えに伴う下地材及び樋の取替工事

エ 腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替工事

オ 耐震改修工事と同時に行う劣化の改善となる工事

(14) 高齢者 交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

(15) 高齢者のみが居住する住宅 居住者の全員が高齢者の住宅をいう。

（補助対象者）

第3条 町長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業に要する経費の全部又は一部を
補助するものとし、当該補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助金の
額等に関しては、別表第4から別表第8に掲げるとおりとする。

（補助対象住宅の要件等）

第4条 補助事業の対象となる住宅は、第2条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当し
ない住宅とする。

(1) 現況において、特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅

(2) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の改正前の建築基準法第38条の
規定に基づく認定工法により建築された住宅

2 耐震診断及び耐震改修計画策定は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士
が行うものであること。

3 前項の建築士は、建築士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているも

のであること。ただし、同法同条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 第3条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書及び町長が別に定める添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 次項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて当該金額を町長に返還しなければならない。

3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付決定の通知が行われた後でなければ、補助事業に係る契約をしてはならない。

(申請の取下げ)

第7条 前条第3項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の中止)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止をする又は中止した場合は、直ちに補助事業中止届を町長に提出しなければならない。

(交付決定額等の変更)

第9条 補助事業者は、第6条第3項の規定により通知された交付決定の内容（別表第9に定める軽微な変更を除く。）及び金額（以下「交付決定額」という。）に変更が生じることが判明したときは、補助金変更交付申請書及び町長が別に定める添付書類を遅滞なく町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、第6条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 第6条第4項の規定は、前項の補助金の交付決定額の変更において準用する。

(補助事業の遂行状況報告等)

第10条 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、その旨の報告をしなければならない。

2 町長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じ、住宅耐震改修工事費補助又は簡易耐震改修工事費補助の交付決定を受けた補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施する。

3 町長は、前項の中間検査を実施することとした場合は、第6条第3項の通知の際、中間検査実施通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の交付決定通知日の属する町の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び町長が別に定める添付書類を町長に提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第10条第1項の報告があった場合及び同条第2項による中間検査を実施した場合について準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 町長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 町長は、前条の額の確定を行った後、補助事業者から提出される補助金請求書により補助金を交付する。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(4) 太子町暴力排除条例（平成25年条例第7号）第2条に規定する者であるとき

(5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 町長は、第13条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの

割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

3 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(全体設計の承認)

第18条 補助金の交付を受けようとする者は、やむを得ない理由により補助事業の実施期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認(変更)申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めるときは、当該全体設計を承認し、全体設計承認(変更)通知書により全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業にかかる費用の総額を変更する場合について準用する。

(設計の確認)

第19条 簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震診断を完了した後かつ耐震改修工事に着手する前に、設計確認書及び町長が別に定める添付書類を町長に提出しなければならない。

(実績の公表)

第20条 町長は、当該補助事業に係る耐震改修工事实績の公表を兵庫県が行う場合にあっては、資料の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、保存しておかなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(太子町住宅耐震改修促進事業実施要綱の廃止)

2 太子町住宅耐震改修促進事業実施要綱（平成26年告示第31号）は廃止する。

(太子町住宅耐震化建替助成事業実施要綱の廃止)

3 太子町住宅耐震化建替助成事業実施要綱（平成28年告示第41号）は廃止する。

(太子町防災ベッド等設置事業実施要綱の廃止)

4 太子町防災ベッド等設置事業実施要綱（平成28年告示第42号）は廃止する。

(経過措置)

5 この告示の適用の日前に決定等された事項については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和3年3月26日告示第43号）

令和3年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和4年12月14日告示第138号）

令和4年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和5年3月31日告示第39号）

令和5年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和7年3月31日告示第52号）

令和7年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和8年3月31日告示第60号）

令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条(5)関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第4号ア によるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
(二)	第2条第4号イ によるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第4号ウ によるもの	鉄筋コンクリー ト造	構造耐震指標 $I_s /$ 構造耐震判定指標 $I_{s0} \geq 1.0$ ※ I_{s0} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする。
(四)	第2条第4号エ によるもの	鉄骨鉄筋コンク リート造	構造耐震指標 $I_s /$ 構造耐震判定指標 $I_{s0} \geq 1.0$

			※ I s o 算定に用いる用途指標Uは1.0とする。
(五)	第2条第4号オ によるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること。
(六)	第2条第4号カ によるもの	全て	上記(一)から(五)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第2 (第2条(8)エ、(10)関係)

1	(一財) 日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

別表第3 (第2条(10)イ関係)

NO.	名称	会社名
1	ウッド・ラック (WOOD-LUCK)	新光産業株式会社
2	防災ベッドBB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
8	つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっくくらぶ
9	減災寝室	有限会社扇光
10	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会社
11	耐震小型シェルター 「構 - k a m a e - 」 テーブルタイプ	株式会社安信

別表第4 (第3条関係)

補助事業の 対象となる 者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修計画策定費補助
	次の各項の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族

	<p>1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 町税を滞納していない者</p> <p>3 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</p>				
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費。ただし、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。				
補助率	2 / 3				
補助金の額	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1126 462 1451">戸建住宅</td> <td data-bbox="462 1126 1390 1451"> <p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は200,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、33,000円を限度とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1451 462 1839">共同住宅</td> <td data-bbox="462 1451 1390 1839"> <p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000円／戸を限度とする。</p> </td> </tr> </table>	戸建住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は200,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、33,000円を限度とする。</p>	共同住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000円／戸を限度とする。</p>
戸建住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は200,000円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、33,000円を限度とする。</p>				
共同住宅	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000円／戸を限度とする。</p>				
その他の事項	<p>1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象とな</p>				

	る者が所有する戸数とする。
--	---------------

別表第5（第3条関係）

補助事業の 対象となる 者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	<p>次の各項の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族</p> <p>1 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（当該事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」若しくは「わが家の耐震改修促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>（1）耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>（2）平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>（3）平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 町税を滞納していない者</p> <p>3 所有者の所得が12,000千円以下の者</p> <p>4 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</p>
補助事業の 対象となる 経費	補助事業の対象となる住宅（補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。）の耐震改修工事に要する経費。ただし、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限り、共同住宅においては、居住の用に供する部分に係る経費に限る。
補助率	戸建住宅：4/5、共同住宅：4/5

補助金の額	戸建住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は110万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） ただし、当該事業若しくは兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」又は「わが家の耐震改修促進事業」における「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」若しくは「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅にあつては、過去に受けた補助金の額を控除する。
	共同住宅	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は400,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p> <p>3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること。</p> <p>ただし、共同住宅の場合は第1号に限る。</p> <p>（1）兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p> <p>（2）兵庫県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者</p>	

別表第6（第3条関係）

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	次の各項の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族
1	町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のも

	<p>の)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(この事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s 0.3未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの</p> <p>2 町税を滞納していない者</p> <p>3 所有者の所得が12,000千円以下の者</p> <p>4 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる住宅(補助事業の対象となる者の第1項に定める住宅をいう。以下同じ。)の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事(総額が500,000円以上のものに限る。)に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を控除する。</p>
補助率	<p>戸建住宅：4/5</p>
補助金の額	<p>補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は500,000円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s 値が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000円(定額)とする。</p>
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、次の事業者のいずれかとの契約による工事であること。ただし、共同住宅の場合は(1)に限る。</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者</p>

	(2) 兵庫県にあらかじめ登録された事業者グループで、実績の公表に同意している事業者
--	--------------------------------------------

別表第7 (第3条関係)

補助事業の	建替工事費補助
対象となる者	<p>次の各号の要件をいずれも満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除却する住宅（当該事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその所有者に準ずると認める者 2 新たに建築する住宅の所有者 3 町税を滞納していない者 4 所得が12,000千円以下の者 5 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が、第1項に該当する住宅の敷地内において第1項に該当する住宅を除却し、第2項に定める住宅に建て替える工事（総額が1,000,000円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、当該事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 除却する住宅 次の全ての要件を満たす住宅 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）

	<p>(2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 以下に掲げるいずれかの要件を満たすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>イ 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>ウ 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 新築する住宅 以下の全ての要件を満たす住宅</p> <p>(1) 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している又は建築物エネルギー消費性能基準に適合する見込みであること。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設された住宅の内、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた町長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものではないこと。ただし、令和4年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。</p>
補助率	戸建住宅：4／5
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）
その他の事項	—

別表第8（第3条関係）

補助事業の	防災ベッド等設置費補助
対象となる者	<p>補助事業の対象となる住宅の居住者で次の各項の要件をすべて満たす者又はその者が高齢者の場合は、二親等以内の親族</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町税を滞納していない者 2 所得が12,000千円以下の者 3 太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が100,000円以上のものに限る。）に要する経費</p> <p>【補助事業の対象となる住宅】</p> <p>次の全ての要件を満たす住宅</p> <p>町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（この事業又は兵庫県が実施する補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (2) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの (3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの
補助率	定額
補助金の額	100,000円
その他の事項	—

別表第9（第9条関係）

関係条項	内 容
第9条 (変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。
	(軽微な事業内容の変更) 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）